

## 乙訓環境衛生組合 ごみ処理施設整備基本計画

## 【正誤表】

箇所	誤	正
49ページ 5.1 公害防止に関する法規制基準	表5-11 騒音規制法に基づく騒音規制基準 表の1行目 昼間 午前8～午後6時 朝・夕 午前6～ <u>午後8時</u> 午後6～午後 <u>11時</u> 夜間 午後 <u>11</u> ～午前6時	表5-11 騒音規制法に基づく騒音規制基準 表の1行目 昼間 午前8～午後6時 朝・夕 午前6～ <u>午前8時</u> 午後6～午後 <u>10時</u> 夜間 午後 <u>10</u> ～午前6時
53ページ 5.1 公害防止に関する法規制基準	表5-18 水質汚濁防止法に基づく排水基準(生活環境に係る排水基準) 浮遊物質量 2行目 <u>25mg/L</u> (日間平均20mg/L以下) 化学的酸素要求量 <u>160</u> (日間平均120)以下	表5-18 水質汚濁防止法に基づく排水基準(生活環境に係る排水基準) 浮遊物質量 2行目 <u>90</u> (日間平均70以下) 行削除(海域及び湖沼に排出される排出水に限るため)